

令和7年 網走市議会
 総務経済委員会会議録
 令和7年12月4日（木曜日）

○日時 令和7年12月4日 午前10時14分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和7年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に基づく個人番号の利用及び特定個人の情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
3. 議案第4号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定について、所管分
4. 報告第1号 令和7年度一般会計補正予算に係る専決処分の報告について、所管分
5. 請願第21号 メガソーラー設置に関する規制条例制定を求める請願
(7.9.4継続審査)
6. 陳情第6号 インボイス制度の廃止等を求める意見書採択についての陳情
7. 市町村議会における国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出要請
8. 衆議院の定数削減に関する意見書提出要請
9. 消費税を緊急に引き下げをを求める意見書提出要請

○出席委員（7名）

委員 長	立 崎 聡 一
委 員	石 垣 直 樹
	井 戸 達 也
	小 田 部 照
	深 津 晴 江
	村 椿 敏 章
	山 田 庫 司 郎

○欠席委員（1名） 澤 谷 淳 子

○議 長 松 浦 敏 司

○委員外議員（1名） 古 都 宣 裕

○傍聴議員（3名） 栗 田 政 男
 永 本 浩 子
 古 田 純 也

○説明者

副 市 長	後 藤 利 博
企画総務部長	秋 葉 孝 博
企画総務部参事監	小 松 広 典
観光商工部長	北 村 幸 彦
建設港湾部長	立 花 学
企画調整課長	佐々木 司
情報政策課参事	(デジタル化推進室参事)
総務防災課参事	阿 部 昌 和
財 政 課 長	小 西 正 敏
税 務 課 長	稲 垣 一 寿
デジタル化推進室参事	山 縣 叔 彦
商工労働課長	中 村 幸 平
観光商工部参事	鈴 木 崇 之
建 築 課 長	小 原 功
都市整備課長	村 上 雅 彦
都市管理課長	近 藤 賢
建設港湾部参事	遠 藤 崇 哲
.....	
選挙管理委員会事務局長	高 井 秀 利
選挙管理委員会事務局参事	阿 部 昌 和

○事務局職員

事 務 局 長	岩 尾 弘 敏
次 長	本 橋 洋 樹
総務議事係長	和 田 亮
総務議事係	平 間 公 稀

午前10時14分開会

○立崎聡一委員長 ただいまから、総務経済委員会を開催いたします。

まず、本日の委員会ですが、澤谷委員より欠席の届出がありましたので御報告いたします。

本日の委員会では、付託されました議案3件、報告1件、請願1件、うち継続審査1件、陳情1件、

要請3件について審査いたします。

本日の進行については、まず、企画総務部、観光商工部、建設港湾部関係分の議案報告を理事者を入れ替えしながら、審査いたします。議案の報告の審査が終わりましたら請願、陳情、要請の審査を行います。

それではまず初めに、議案第1号令和7年度一般会計補正予算中、企画振興費、地域おこし協力隊起業支援補助金について、説明を求めます。

○佐々木司企画調整課長 議案第1号、令和7年度網走市一般会計補正予算中、地域おこし協力隊起業支援補助金について、説明を申し上げます。

議案資料1号、4ページを御覧願います。

1、補正の理由及び内容ですが、現在、モヨロ貝塚館に配置している隊員1名が本年度末の任期満了後、モヨロ貝塚に関連した体験観光、グッズ販売、飲食などの起業を予定していることが確認できましたので、これを支援するため補助金を追加するものがございます。

2、補正額は地域おこし協力隊起業支援補助金の上限額100万円でございます。

詳細は今後さらに協議してまいります。現在のところキッチンカーの購入を考えていると伺っております。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の起業の内容というのは、おおよそわかったのですけれども、今まで起業する人がいたのかどうか、そういう実績はあったのでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 これまでこの補助金を活用いたしまして起業した方は1名おります。

○村椿敏章委員 初めてではないということですね。理解しました。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○深津晴江委員 大変御努力してくださっている方で、地域に残ってくださるということは大変ありがたいと思っています。それで、この100万円の金額の根拠について教えてください。

○佐々木司企画調整課長 地域おこし協力隊制度につきましては、総務省が行っている取組でございまして、隊員の起業に対する経費につきまして、特別交付税で措置される仕組みとなっております。こ

の措置額が一人100万円を上限とされているところでございまして、これを捉えまして補助の要綱におきましても、上限を100万円と設定をしているところでございます。

○深津晴江委員 わかりました。総務省の交付税ということで理解したいと思います。起業をこのように支援するわけですが、私としましては、ぜひ起業された後も何らかのフォローというのでしょうか、支援を継続していただければというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 起業した後も、何らかの関わりを継続して持ってもらいたいと考えてございます。

○深津晴江委員 ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○山田庫司郎委員 大変支援することは、私もいいことだというふうに思いますので、賛成をさせていただきたいと思っておりますけれども、村椿委員からも質問ありまして、過去に英会話か何かで独立をすることで支援をした経過があったと思います。できれば、ぜひ定住につながっていただいて、網走にやっぱりこれからも住み続けると。こういう支援も含めて考えていかなければならないと思うのですが、こことは直接関係ないかもしれませんが、前回の1名の方は、今も頑張って網走市にいらっしゃるのかどうかちょっと確認させていただこうと思います。

○佐々木司企画調整課長 前回起業をして定住をされた方につきましては、現在も市内において、英会話の塾で頑張っておられます。

○山田庫司郎委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、次に、議案第1号令和7年度一般会計補正予算中、利子、地方債償還利子について説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料9ページを御覧願います。令和7年度一般会計補正予算中、公債費、地方債償還利子の補正予算について、御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、利率が予算上見込んでいた1%から0.5%程度上昇し、支払利子が当初想定を上回ることによるものであり、内訳といたしましては、借入れ後10年経過により、

金利見直しとなるものが620万円の増加、令和6年度借入れに係るものが1,480万円の増加、合計で2,100万円の増加となるものです。

2の補正額でございますが、一般財源で2,100万円を追加し、補正後の額を2億2,286万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○深津晴江委員 この件につきましては、利率が上がってきたということで、内容的には理解したいと思うのですが、過去において、このような補正予算が組まれたことはあったのでしょうか。

○小西正敏財政課長 こういった金利の上昇に伴って補正予算を組んだことは、今回初めてでございます。

○秋葉孝博企画総務部長 ただいま、財政課長からそうした例はないというお話をさせていただきましたが、これまでの歴史的にどうだったかというのは、検証というか確認したことがありませんので、今の答弁につきましては、近年では、今まで金利自体がかなり低いところで推移してまいりましたので、そうした補正を近年やったことはございません。

○深津晴江委員 御説明あったとおりにかなというふうには思いますが、今経済がようやく動き出そうとしているのかなという部分はありますが、今後の見通しとしては、市としてはどのように考えていらっしゃるのか見解を教えてください。

○小西正敏財政課長 金利の上昇の動向につきまして、これまでという状況が金利の上昇局面にございますので、今後の財政収支の見通しにつきましては、利率を2%ということで想定して収支を見込んで、今回算定しております。今後につきましては、やはり今後も上昇局面にありますので、状況を見守りながら情報を集めて、適切に対応していきたいと考えております。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 深津委員の質問で大体理解をするところはあるのですが、金利はきっと上がっていくだろうと、皆さん頭では描いているのだと思います。それで、網走市の負債全体も含めてですけど、その金利が上がることによってどんなふうになっていくのかということ、財政畑でも、ある程度考えているのだろうかというふうに思います

し、こういう補正がこれから出てくる可能性というのは多分にあるのか。また負債が結構ありますから、借り方によって、負債の金利が上がることによって、変動に利息も上がってくってという借り方とかいろんな形があるのだと思いますけれども、網走市の負債全体の中で、これから金利が上がるという想定の中で、今後の対応なり何か考えていらっしゃるのでしたら、コメントいただければと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 私のほうから全体的なお話をさせていただきます。

金利の上昇局面に入ったということで、これまで、やはり金利が低い状況が続いていましたので、0.5%から1%台、大体10年の利率として、0.5から1はいかないだろうというようなことで予算編成をしてまいりました。今年に入りまして、かなり急激に金利が上昇して、さらに今後の動向によっては金利の上昇局面がさらに見込まれるという状況です。非常にこの金利の利率を見ると、かえって高く見ると不用額として残ってしまいますし、低く見ると今回のような追加ということになります。これまで大体1%で見ていたものが、約1%程度上がって、今年度の利率として補正させていただいている2,000万程度の影響があるということです。

これから予算編成に入ってまいりますので、財政課長から2%台を一つの目安としてやっていきたいということなのですが、これがさらに上がるかどうかは、マーケット次第というところもありますし、そこは何とも言えない状況なのですけれども、基本的な長期の借入れに当たっては、20年の固定の借入れというのは基本的にはなく、10年の国際ベースを見ながら、利率見直しという借入れをしていますので、全部の起債残高が影響するというのではなくて、要するに10年過ぎたらもう固定になっていますので、どちらにしても金利上昇というのは、非常に当市にとってもコスト、そこは注意しなければいけませんので、マーケットを見ながらあまり過大にならないように、また過少にならないように、予算見積りをしてまいりたいと考えております。

○山田庫司郎委員 御答弁いただきました。本当に答弁が難しいというふうに思います。そういう意味で、今まで低金利で本当にありがたかった。借りる側ではありがたかった時代が続いたわけですけども、これから0.5上がるだけで2,000万ですから、これが1%になれば4,000万と単純に行くかどうかかわかりませんが、新規予算のときにどういうふ

うに計上するか、その状況を見ながら必要になれば補正ということはもちろん部長から言われたように、厳しい状況も出てくるかもしれません。当市も、財政がある程度健全化になってきたとはいえ、他市と比較してもまだ道内のほうでも上位のほうに、まだ財政的には厳しい状況が続いているわけですから、財政も大変だと思いますが、しっかり見極めながら運営も含めてしていかなければならないと思いますので、ぜひ担当課はとりわけシビアにやっていたいただくことをお願いして、質問を終わります。

○立崎聡一委員長 他に。

○村椿敏章委員 今回の部分、もう少し確認したかったのですが、この間、金利の安いものに借換えをしてきていると思うのですよね。そういった意味では、先ほど部長が言った10年以下の部分についての利子が変わるようになっていて、全部ではないということですが、実際、関係する借金というのは幾らになるのか伺いたいです。

○小西正敏財政課長 今回、10年見直しに係る影響の借入残高でございますけれども、7億7,300万円となっております。

○村椿敏章委員 関係する借金が7億7,000万ですか。違いますよね。

○立崎聡一委員長 暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。村椿委員の質疑に対する答弁から。

○小西正敏財政課長 本補正におきます10年見直しの借入残高につきましては、影響する額が7億7,300万円となっております。

○村椿敏章委員 今回の補正の部分についてはわかりました。また、ほかにも出てくると思いますので、ぜひ、そういうところもしっかりと見てほしいなと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和7年度一般会計補正予算中、企画総務部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第2号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○山縣叔彦情報政策課参事 議案資料20ページ、資料2号を御覧ください。網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、御説明します。

まず趣旨でございます。地方税等の情報システムの標準化に伴い、住登外者の情報管理事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく個人番号の独自事業を行う事務として条例に規定する必要があるため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

次に改正の内容でございますが、当該条例別表第1から別表第3に、住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものであります。

次に施行期日につきましては、公布日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

○村椿敏章委員 今言われていた情報システムの標準化によって、こういう条例を定めなければならないということだと思っております。それまでも、標準化されていない段階でも何と云うんですかね、そういうシステムがあったのではないのかなと思っておりますけれども、それをなくして、この標準化のほうに移行するというイメージでよろしいのでしょうか。

○山縣叔彦情報政策課参事 今回の標準化におきまして、共通管理機能として住登外の管理機能が追加されるということになりまして、それによりまして、要は市内連携が図られるということになりますので、その関係で今回の条例の改正が必要だということになります。

○村椿敏章委員 そういう意味で条例の改正が必要だということはわかりました。それで、この関係する住登外の人数というのは何人ほどいらっしゃるのでしょうか。

○立崎聡一委員長 暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。村椿委員の質疑に対する答弁から。

○山縣叔彦情報政策課参事 住登外番号の件数ということなのですけれども、この住登外番号につきましては、それぞれの部署で把握しているものがございますので、また、年度によって変わるものもございまして、こちらのほうでは把握していないという状況でございます。

○村椿敏章委員 少なからず何人ぐらいっていうのがあるのかなというふうに思ったのですけれども、今答えられないということですので、また後ほど確認したいと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第2号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、議案第1号令和7年度一般会計補正予算中、労働総務費、若者就業定着推進事業について、説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料1号、5ページを御覧ください。令和7年度一般会計補正予算、労働費、若者就業定着推進事業について御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、若者就業定着推進奨励金の交付申請者が、当初見込みより増加したため、次の経費を追加補正するものがございます。経費の内訳ですが、対象者に対する交付金として、150万円でございます。

2、補正額（1）歳出予算は、補正前の額が事務費を含め504万円、今回の補正額が150万円、財源内

訳は全額基金繰入金とし、補正後の額は654万円としようとするものでございます。（2）歳入予算は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

○深津晴江委員 まず、補正前の額として、事務費を含めると御説明ありましたが、今回の150万のうちの事務費と実際に交付する予定の内訳というのでしょうか、それについて教えてください。

○中村幸平商工労働課長 今回の補正額150万円につきましては、全額が奨励金、1人5万円、30人分を想定しております。事務費につきましては、当初予算の中で、4万円分をチラシを含めました周知・広告の部分というところで用意していたものでございます。

○深津晴江委員 内訳については理解いたしました。それで、結果的に人数が増える見込みということは、現在もどんどん申請してくださっているというふうに、増えているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 基本的に、今年度の申請者につきましては、例年よりも増えている状況でございます。この内訳といたしましては、対象者は令和4年の1月1日以降に就職した方で、継続して働いている方が対象となるものがございますけれども、就業後90日を経過した後から申請ができるということにはなっておりますが、この間、現在に至るまでの間で、既に過ぎた年度の中で、そういった対象になれる方がいた中で、今回申請が当年度に固まって来たものがあったところでございます。

○深津晴江委員 この制度ができてから、結果的には令和4年1月からということで、現在就職されていた方の申請が増えていたというふうなことで、新たに若者が就職・就業してくれたという方も若干いるかと思うのですが、そこら辺はどのような手応えをお感じでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 この奨励金があることによって就職を決めたという方がいるというのは、なかなか効果としては一口5万円というところになりますし、その方は1回限りというところの様々な要件もございまして、これがダイレクトに新規就業につながるかというところでは、把握しきれないところはございますが、当然この事業を通じて、仕事

に対して就業の継続であったり、そういったところの意欲というところは、少しそこの辺りを押し上げることができているのではないのかなと考えております。

○深津晴江委員 少しでも若者がこの事業の趣旨のとおり、定着してくださればいいかなというふうに思っていますので、引き続き周知などよろしく願いいたします。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

○小田部照委員 私のほうでもちょっと若干確認させていただきたいのですが、この若者就労奨励金、大変人気なと言ったらあれですけども、ありがたいという声をよく聞く、僕は大変評価している事業なのですが、ここ二、三年前、令和4年ぐらいから立ち上がった事業で、その当時からもっと周知すれど事業所の方や若者の方からよく言われていたのですが、これまでの周知方法、若干周知が行き渡ってこうやって申請者が増えてきたというような捉え方でいいのかも含めて、周知の仕方というのはどのように工夫されていますか。

○中村幸平商工労働課長 本事業の周知につきましては、まず公式サイトを基本としながら、やはり、こちらは事業所にお勤めいただく方々にお使いいただく制度となっておりますので、商工会議所などを通じて、事業者のほうにダイレクトに周知チラシなどの配布、また折り込みチラシなどの配布などを通じて、お勤めされている個人の方が、確認というか、気づく機会が増えるようにというところに取り組んでいるところでございます。

○小田部照委員 周知もされてきたのかなというふうには、若干思ってはおります。当初、たしか500万円で100人ぐらいを見込んでいて、なかなか100人にも満たないような年が続いていたのだと思いますけれども、今回100人を超して、約130人という申請で大いに結構なのですが、これ一方で、就労して90日がたった方が対象、そしてたしか20代から30代の方に広げたのですね、昨年。それで対象者も広がったということで申請者も増えたということで、一方で年々増えている外国人労働者もこの網走にどんどん入ってきて、昔古くからですけども。外国人労働者の方も90日以上網走に滞在すると網走の住民票を取らなくてはいけないというような仕組みになっていると思います。それで受給の概要を見る限りでは、そういった外国人労働者も対象になるのでは

というような話もちろちら聞こえてはいるのですが、現状はどのように対応しているのか伺います。

○中村幸平商工労働課長 委員御指摘のとおり、外国籍の方であったとしても、労働者である限り、この要件に合致するケースにつきましては当然対象となり得るものでございます。実際に市内の事業所の中で、外国籍の方でありながら、雇用保険の受給要件とか、そういった所定の要件を満たされる方で、既に受給をされている方も多くいらっしゃる状況でございます。

○小田部照委員 それは、当初令和4年かな、この事業が始まったときは、なかなかそういう方は多分いなかったのだと思うのですけれども、それは今年度入ってから、いろいろ周知が届いて申請があったという認識で、外国人の方はどれぐらいおられますか。

○中村幸平商工労働課長 具体的に外国人の方の詳細な人数というのを手元に持っていない状況でございますが、例えば宿泊業などでは、ホテル業などのスタッフとして働かれるグループであったりとか、医療介護の現場などでお仕事に入られている外国籍の方など、そういった方々というのは、2桁の数字で、これまでにこの事業をお使いいただいているところでございます。

○小田部照委員 かなりの方が活用されて、1人1回しかもらえないという事業なので、大いに結構といえば結構なのですが、ただ、ちょっと気になるのが、この事業の目的の一つに網走に就業していただいて、やっぱり定着を図ることが一つ大前提の目標の事業でスタートしたものなのですね。ましてや、20代からなかなか申請者100人満たないから30代に拡充してというのも大いに結構なのですが、肝心な、肝心なと言って、言い方を差別するわけではないですけども、この網走にもともと生まれ育って、まだ周知されていなくて、申請されていなくて、受給されてない方というのも数多くいるわけですよ。そういった中で、この外国人の労働者というのは必要で、これからどんどん増えていきます。ただ、大抵の方は5年ぐらいでやっぱり、もう決まっているのですよね。日本になんですかね、それ以上いられないというか、網走の方と御結婚されればまた別なのですけども、その期間が定められますので、期間が終わると戻ってしまうというのが見込まれている中で、外国人労働者というのはもう数多く今いて、これから増えていくのでしょうか

ら、もうそういう御祝い金みたいなのは、別立てで組む事業であったほうがいいのかなど、個人的には。一緒にしてしまうと、これはあくまでこの事業はさつきも言いましたけれども、定着を図ることが目的となっているのに、その目的にはちょっと該当しないのではないかなと僕は個人的に思うのですけれども、その辺はどういう認識でしょうか。

○中村幸平商工労働課長 委員御指摘の部分というのは一理といたしますか、その部分というのは理解できるところでございます。ただ一方で、外国人の在留資格というところが、期限が決まっているというところを今委員がおっしゃられていた部分でございまして、在留期間が終了した段階で帰国するというのが大前提というのが基本の制度、例えば技能実習生であるということであったかと思えます。現状、特定技能という枠で最長何年という縛りがございまして、そこの中で期間が所定の要件をクリアしたら特定1号から2号、それにより滞在期間が延びていくという制度的な取扱いもございまして、その中で、長く網走の中で、特に事業所のほうでしっかりと外国籍の方もしっかりとその職場というものに親しんでいただいて、長く働いてもらえる、そのような形のきっかけになればありがたいなというところで考えております。

○小田部照委員 ちなみに、外国人労働者で網走に住民票のある方、相当数いると思うのですけれども、商工労働課が押さえている範囲で今何人いますか。

○中村幸平商工労働課長 技能実習生特定技能の関係、水産漁港課のほうの所管で把握している部分というのを記憶している範囲で申し上げますと、約500名程度が外国籍の方で住民登録があると把握しております。

○小田部照委員 そうなんです。500人程度、そして今後はもっともって増えていくのですよね。今2桁というか、数十名は申請して受給しているのでしょうか、大抵の方は多分、40歳未満の方が大半を占めているのだと僕の認識では思うのですけれども、今言ったようにこの住民票登録されている方が500名いるということは、要はその500名は対象者なのですよね、この事業の。申請していないだけで。いかがですか。

○中村幸平商工労働課長 500名のうち、技能実習など、雇用保険の対象となり得る方というのがどの程度かというところがございまして、雇用保険な

ど、所定の要件を満たされる方については対象となり得る方かと考えております。

○小田部照委員 そのとおりです。雇用保険を適用される技能実習生というのも相当数いるので。要は何が言いたいというのは、周知されていてわかっている事業所の方は外国人の方にもこうやって、支援金を配布できるのではありますが、要するに、それがきちっと申請できない限りは、今の状況だとさつきも言いました網走の市民もできていないような状況なので、もうどうなんですかね、プッシュ型ではないけれども、それを調べ上げることはなかなか難しいのかもしれないけれども、きちっとした周知をしていただかないと、外国人に限らず、日本人もなかなか公平性というか、そういう声も出てきているのですよね、実際なんかもらっているのに、こっちはもらえるのかとか。今の条件なら大半もらえてしまいますよね、40歳未満の網走市で働く方、令和4年以降、新規就労といたら、それこそ外国人は相当数適用になると思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 委員がおっしゃるとおり、対象となり得る方というのは一定数、必ずいるものと考えております。こちらにつきましては、先ほど委員もおっしゃられたように、全ての事業所でのような雇用状況か把握して、そこにプッシュ型で送り込むというのはなかなか難しい部分がございますので、各事業所にしっかりと周知活動を行いながら、事業所としても、また働いている方の申請を頂く形が基本要件として定めておりますので、その部分というのを、引き続き丁寧に周知を図ってまいりたいと思います。

○小田部照委員 外国人労働者もこれは適用になるというような、実際、もうその該当者が何十人もいるわけですから、今後もそれでいいのですが、ただそれだと、この事業の目的の一つ、先ほど言ったけれども、定着を図るも含めて、受給の要件に転勤のない条件を採用するなど別確認する必要がありますが、これってどういうことですか。

○中村幸平商工労働課長 転勤の要件につきましては、網走市以外にも支店や本店などを構えているような事業所のケースを想定してございまして、そこで、網走採用ということのケースで、異動が存在しないような場合は対象となり得ることも考えられますし、総合職として全国を飛び回られる、あるいは道内を異動されるような対象の方というのは、本件

の奨励金に該当しない方ということで整理しております。

○小田部照委員 そこでちょっと気になるのが、その整理の仕方だと、網走に就職して例えば二、三年後、転勤を予定されている方は該当にならない。しかしながら、外国人労働者は5年後にいなくなっても該当になる。この辺がちょっと、バランスがおかしいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 実際に外国人労働者の場合は、在留期間という所定の期間が定められていることから、そこを一つの区切りというところを要件といいますか、区切りという形に見えるところがあるのは委員の御指摘のとおりかと思えます。ただ、その上で在留資格が変わっていくことにより、その先残っていく可能性がありますので、外国籍の方を対象から除くことは、それをもってすることは必要かなという部分が一つ考えてございます。

また、短期労働者の方、網走の中にも季節労働者の方もたくさんいらっしゃる中で、どうしても期間限定でお仕事されるケースの方はいらっしゃいますけれども、その方々に対してもきちんとサポートしなければ、この事業を使って地元の職場に働いてもらうというところがありますけれども、そもそも短期雇用のケースだと、期間限定というところになりますので、その職場を離れられるという要件上は見えてしまうというケースもございますが、季節に応じて、毎年その職場できちっと網走の一次産業などが中心になるかと思えますが、そういったお仕事をされる方へのしっかりとこういった制度が届くようにという取扱いとして整理しているところでございます。

○小田部照委員 今御答弁あったように、季節労働者、漁師の方や土方の方、いろいろ様々な方も適用されて柔軟に対応していただけているというところも、私はこの事業を大いにこれまでも評価してきているのですが、どうも外国人労働者がオーケーとしたのだからいいのですけれども、今後、転勤が見込まれるような網走で働いてくれる人も対象にしても僕はいいのではないかなと思うのですよ。というのも、就業して90日たった方を対象としているのだけど、その1年後にまた辞めてしまっても、それは追っていないではないですか。追いようもないでしょうし、その縛りはないわけですよ。1年後やめたら返還ですよという、何もないわけですよ。さっき

言った外国人労働者の方だって、5年という期間いなくたって、昔は来たけれどもすぐどこかいなくなってしまうというケースもよくありましたけれども、そういう方も該当なわけですよ。それ以上のものは追えないというか、追わない事業の概要になっていますので、その辺をもうちょっと整理できませんかね。不公平感のないような。

そして、今は御答弁できないようではございますけれども、500名ぐらいいる外国人労働者が数十名受給したと、来年からまた増えていくのでしょうか、それが一体どれぐらいまで本来は該当するのか、保険がかかっている方がいるのか、これはちょっと後でいいので、調べればわかると思うので、御答弁いただけますか。

○中村幸平商工労働課長 外国籍の方、技能実習生の方を、労働者という表現ができるのかどうかというところもあるのですけれども、対象となり得る在留資格のある方、あるいはお仕事されている方というのがどの程度になるのか、正確に把握しきれないところは一先ございまして、確認をした上で御報告を後ほどさせていただきたいと思えます。

○小田部照委員 水産のほうで押さえている数字はあるので、それが全てじゃなくても、それでちょっと調べることができると思えますので、後ほどまた御回答いただきまして、必要であれば、また違う場面で質疑させていただきたいと思えます。

○立崎聡一委員長 暫時休憩します。

午前11時1分休憩

午前11時2分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで一旦休憩に入りたいと思えます。

再開は午前11時10分。

午前11時3分休憩

午前11時10分再開

○立崎聡一委員長 再開します。

次に、議案第1号令和7年度一般会計補正予算中、公共交通対策費、自動運転バス実証可能調査事業について説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料第1号、6ページを御覧ください。令和7年度一般会計補正予算、公共交通対策費、自動運転バス実装可能性調査事業について御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、活用を見込んで

いた国の補助金が不採択となり、事業実施が困難となったため、次の経費を減額補正するものでございます。経費の内訳ですが、自動運転バス可能性調査に係る委託料につきまして、4,000万円の減額でございます。

2、補正額の(1)歳出予算、(2)歳入予算は、記載のとおり事業費の全額を減額するもので、いずれも4,000万円の減額。財源は国庫補助金でございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○石垣直樹委員 非常に残念な結果となったと思います。全国各自治体が取り組まれていて、網走はたしかレベル4だったかと思いますが、今回、不採択となった要因は明確には示されないと思うのですが、何か思い当たる点があるのか、来年度以降どう考えていくのかお示してください。

○中村幸平商工労働課長 まず、本年度の国の補助金が不採択となった理由につきましては、委員御指摘のとおり、明確に理由が示されるものではございませんが、市といたしましては、様々な事業者からの情報交換の中で、やはり全国でこのような当該補助金の利用見込みというか、申請件数というのが当初の想定よりも大きく増えたというのが1点。また、今委員がおっしゃられましたレベル4に向けた実際の実装に向けたスケジュール感が、より具体的なケースというものが採択された模様と、その辺りがあるのかなと考えております。

将来的な、次年度以降の見込みでございますが、網走市の場合は、令和6年度も国の補助事業を使いまして、調査事業というものを実施いたしました。その際、自動運転とはどういうものかという講習会であったり、あるいは、実際に走らせるとしたらどういったルートがいいだろうかという想定の検討を令和6年度に行ったところでございます。令和7年度につきましては、実際に自動運転バスを実証運転として走らせよう、2週間程度のスケジュールで走らせる、この事業費として4,000万円を計上しているところでございますが、こちらについて、それ以降、さらに2027年以降の見通しなどというところが、他の自治体と比較したときに、若干弱かったのではないのかというところがあると考えております。

今申し上げましたように、調査事業から実際に実証運転を今年度やろうと思っていたところができな

いという状況でございます。また、その一方で、道内他の自治体でも自動運転の実証運行あるいは実装に向けた取組というのが進めているところを視察であったり、情報収集であったりを行っている中、なかなか北海道での実装というところが、近々かなうかどうかというのは非常に見込みが難しいということも、今年度認識しているところでございます。当該網走におけるバス事業者と意見交換をする中で、自動運転の可能性というのは、将来的な人材不足への対応も含め、可能性というのは追求していきたいと考えてはおりますが、どうしても事業費というところが、例えば2週間の実証運行するだけでも4,000万円の事業費というのが現在かかるようなコストでございます。本格的に自動運転を実装して、人員の削減あるいはその代替手段として成立させていくというのは、なかなか見通しを立てづらいという状況でございますので、実証という形での取組について引き続き検討してまいりたいと考えておりますが、こちらにつきましても、国の補助メニューなどを精査しながら検討してまいりたいと考えております。

○石垣直樹委員 それぞれの自治体の実証実験をやっていくってことが僕は間違っていると思っていて、できたメニュー、システムを導入するっていうのはわかるのだけれども。しかし、そのような方向で進んでおります。一方、ソフトバンクはレベル2で走っているようですけども、網走市として、今後そのレベルを下げてとかという考えではなくてレベル4のままで、国の補助メニューがあれば取り組んでいきたいというようなお御考えでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 基本的に自動運転の考え方でございますが、レベル2で走行させるということについては、単純にバスの乗車ドライバーの軽減にはつながらないところでございます。ですので、将来的にレベル4に到達しなければ自動運転のよさというのは、発揮できないのではないかなというふうな考えを持っております。したがって、こちらを模索していくことは必要だと考えておりますが、市として経費負担をどの程度しながらやっていくのが適正なのかという視点も必要かと考えておりますので、国の補助メニューなどをしっかりと確認しながらその辺りの検討を行ってまいりたいと思います。

○石垣直樹委員 理解いたしました。引き続きよろしく申し上げます。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、次に、議案第4号網走市公の施設に係る指定管理者の指定、所管分について説明を求めます。なお、議案第1号債務負担行為の補正が関連しておりますので、併せて説明を願います。

○中村幸平商工労働課長 議案資料4号、26ページを御覧願います。網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

資料の下から3段目、網走市鉄道記念館でございますが、令和7年11月5日に開催しました指定管理者選定委員会におきまして、これまで地域による管理運営が行われていたところですが、これを評価し、同様に令和8年度から令和10年度の3年間につきましても、当該施設を維持管理することを目的に設立されております、網走市鉄道記念館管理運営委員会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。なお管理委託料の債務負担限度額は、3年間で331万2,000円でございます。

次に、その下段、下から2段目、網走市能力開発センターでございますが、同じく指定管理者合同選定委員会におきまして、当施設の目的が職業訓練施設であることから、引き続き職業訓練法人網走職業訓練協会に管理を行わせることが望ましいと考え、同協会を候補者として選定したところでございます。なお、管理費用につきましては、受託団体の自主財源自主運営となっておりますが、3年目には運営状況のヒアリングを行い、経費等々の見直しが発生する場合、必要な場合に依りて協議することとしております。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第1号一般会計補正予算中、観光商工部関係分について、及び議案第4号網走市公の施設に関わる指定管理の指定についての観光商工部関係分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第1号令和7年度一般会計補正予算中、住宅建設費、市営住宅建設事業

について、説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料1号の7ページを御覧願います。令和7年度一般会計、住宅建設費補正予算、市営住宅建設事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の社会資本整備総合交付金を活用し、市営住宅建設を継続して行うため、次の経費を追加補正するものであります。なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰越しするものであります。経費使途は、市営住宅建設に係る工事費に8億4,000万円、工事監理業務委託費に616万6,000円の、合わせて8億4,616万6,000円を計上するものであります。

補正額であります。補正前の額が6億7,201万5,000円で、補正額が8億4,616万6,000円、補正後の額が15億1,818万1,000円となり、財源内訳及び歳入予算については、記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳であります。15億1,818万1,000円のうち7億6,817万5,000円を翌年度に繰越しするものであり、繰越額の財源内訳は記載のとおりであります。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、次に、議案第1号令和7年度一般会計補正予算中、住宅建設費、市営住宅解体事業について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料8ページを御覧願います。令和7年度一般会計、住宅建設費補正予算、市営住宅解体事業の歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の社会資本整備総合交付金について、当初予算見込みより交付額が減額されたことに伴い、次の経費を減額補正するものであり、金額につきましては、8,000万円を減額するものであります。

補正額であります。補正前の額が1億2,370万円で、補正額が8,000万円の減額、補正後の額が4,370万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

○山田庫司郎委員 ちょっと確認させていただきた

いのですが、8,000万の減額はこれ、やむを得ないかなとちょっと思うのですが、当初予算が1億2,370万ですね。これで記憶では5棟やるという話で聞いていましたが、今回減額になることによって1棟になるという話で説明を受けたような記憶があるのですが、単純に1億2,300万を5棟で割りますと、1棟2,500万ぐらいになるのですが、建物はわかりません、同じだという前提ですけれども、そうなりますと4,370万というのは非常に1棟としての単価が高いのですが、何か事情があるのかどうか御説明いただけますか。

○小原功建築課長 まず、この1億2,370万円の内訳でございますが、この中で解体工事を行うものが9,300万円の予算を立てております。残りについては造成に伴う測量ですとか、そういったものの経費となっております。9,300万円で当初5棟を解体する予定としていたところでございます。

○山田庫司郎委員 そうなると余計単価が安くなるのですね。2,000万ぐらいでできるのが4,300万かかるということなのですか。例えば、もう既に解体をされていて半分ぐらいやっているの、そこまでお金見るとかそういうことではないのですか。どういう内容でこれ単価的に高いのか御説明いただけますか。

○小原功建築課長 解体費の戸当たりといたしましては、およそ300万円のものでございます。ただ、実際の工事を行っているものにつきましては、令和6年度に補正予算で計上をさせていただいたものがございまして、実際には現在、潮見地区においては本年度やろうと思った部分について6棟解体できております。補正については、令和8年度にやろうと思ったものを、さらに前倒しで受けたものでございます。

○山田庫司郎委員 それでは、実際は何棟が今回のこの減額によって8,000万減額になりますが、当初予算と減額との比較の中で4,370万残るわけですが、これによって何棟も解体をやる考えなのか、令和6年の話も今ありましたけれども。

○小原功建築課長 今委員おっしゃられた、残りの4,370万円の部分ですが、こちらについて予算は、造成の測量に係る部分と既存住宅のアスベストの調査に係る部分が4,370万円に当たる部分になります。

○山田庫司郎委員 反対しているわけではないので、中身をちゃんと納得したいんです。

それで今アスベストということも含めて調査するというですし、令和8年度の前倒しも含めた中で、その解体を予定するともこの調査をするのだという意味なのですか。それで、1棟当たり単純に割り返すと2,000万ぐらいで、解体で9,000万と説明されていましてから、1億として5棟やるとする、2,000万だなど。それが1棟になるということですから、何で4,370万もかかるのかな、単価何だろうという単純な思いで聞いたのですね。そのアスベストの調査とかいろんな調査もこの中に入っているというのですか。1棟分プラス。

○立崎聡一委員長 暫時休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

山田委員の質疑に対する答弁から。

○小原功建築課長 4,370万円の詳しい内訳でございますが、既存の建物の外壁等の塗装にアスベストが含まれているかどうかの調査に320万円、また造成の調査測量等について2,750万円、残りの解体に充てる費用が1,300万円計上している内訳となっております。

○山田庫司郎委員 今説明いただきました。前倒しでこれからやる予定のところの調査、それとアスベストの調査も含めて、それと解体が1棟と、これで4,370万ということですね。そういう内容ですよ。

○小原功建築課長 そのとおりでございます。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号7年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係分は全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に報告第1号、令和7年度網走市一般会計補正予算中、公共土木施設災害復旧費に係る専決処分報告について説明を求めます。

○近藤賢都市管理課長 資料6号、議案資料の30ページを御覧願います。令和7年度一般会計、公共土木施設災害復旧費の補正予算に係る専決処分について御報告いたします。

1、補正及び専決処分の理由及び内容であります

が、9月21日の暴風により発生した倒木と危険木を処理するため、委託料1,035万5,000円を追加補正することとし、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

2、補正額であります。補正の額が1,035万5,000円となり、財源内訳は全額一般財源となります。

3、専決処分年月日であります。令和7年10月17日付で専決しております。内容であります。都市管理課で所管します道路と公園の部分が900万円、その他の市の施設が135万5,000円となり、合計で1,035万5,000円です。なお、学校や道路、多くの市民の方が利用される施設の倒木や危険木については、優先的に除去を進めています。残る公園の危険木は、造園業者と協議をしながら可能な限り早い時期に処理することとしております。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 ちなみに大小の木があると思うのですけれども、何本ぐらい倒れたのでしょうか。

○近藤賢都市管理課長 本数ということですが、道路が6箇所、大小あって、6箇所の道路で倒れたと。あと、公園につきましては、7つの公園で48本の危険木が確認されたところです。その他、こまば木の広場では、20本以上の倒木がございました。それからレイクサイドパークのところも10本、あと学校の敷地、網走小学校と東小学校がそれぞれ1本、そして旧公民館、網走小学校の隣で、今博物館の収蔵施設になっておりますが、そちらのポプラが1本、またモヨロ貝塚館の敷地の中で1本の倒木がございました。

○石垣直樹委員 一概には言えないと思うのですけれども、古い木から、倒れやすい木から倒れていくと思いますので、今後暴風が起きたときには、この木の数は減ると単純に素人は考えるのですけれども、そんな考えでいいのですかね。

○近藤賢都市管理課長 都市管理課としましては、危険木の調査を行っておりますが、今回の9月の暴風で危険木と判定したもののうち、実は11月の暴風でも倒れたものがございましたので、それだけに、危険木の調査は造園業の方と一緒に回りましたので、今後はなるべく少なくなるというふうには見込んでおります。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

報告第1号令和7年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告のうち、建設港湾部関係については、全会一致により報告承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、今定例会で付託された陳情及び要請について審査を行います。

それでは、陳情第6号インボイス制度の廃止等を求める意見採択についての陳情について審査いたします。この陳情について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

○村椿敏章委員 インボイス制度については、今まで非課税の事業者が、この制度をしなければならないというか、それを選ぶわけですが、この制度を選んだ場合、自分が納めている会社に対して、その請求書を出すと。もう一つは選ばない場合、インボイスをしない場合については、逆に請求書が出せないで、納めていく事業所から外されてしまうという問題とかもたくさんあるようです。そんな意味で、非常に大変な負担を強いているインボイス制度ですので、これは何としても、前回も意見書として採択はさせていただきましたが、この意見書についても、ぜひ採択をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 委員長、ちょっと確認ですけれども、今村椿委員からも言われましたけれども、これ9月だったかな、ちょっと記憶はあれですが、議会でこの内容で1回採択しているという記憶があるのですが、中身違いますか。それでもし採択をしているのであれば、要請者なり提出者は違っても、網走市議会としては既に採択して意見書を出していれば私は2回やることはないと思うのですが、ちょっとその事実関係どうですか。申し訳ないです。自分

で確認すればよかったです。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時42分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

先ほど山田委員からお話あったとおり、この陳情につきましては、6月に提案者は違うのですけれども、同じような願いの陳情を頂いているということで、そのときに関しましては、一応採択ということで提出は一度されております。その辺も踏まえまして、皆さん意見のほうをお願いしたいと思います。

○井戸達也委員 このインボイス制度については、依然と動き出している中においても、非常に事業者として混乱しているというか、何をもってこの目的がはっきりしないというような疑問の声も多い中で、やはり必要かそうでないかという部分については、私のほうも疑問をちょっと持つ部分もございますので、これについては採択という形で取っていいかなと。

○立崎聡一委員長 失礼しました。先ほど山田委員が質疑をされたのですけれども、そこをちょっと確認したいのですけれども、最終的には採択か不採択か、それとも継続なのかという返事をいただいていたのですが、山田委員、お願いできますか。

○山田庫司郎委員 今井戸委員からも出ましたけれども、このインボイスについては廃止すべきという私の考え方もございます。前回もそういう形で採択をしている経過と、それから12月になって状況は、私は全く変わってないと思いますので、ぜひ採択の方向でと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第6号インボイス制度の廃止を求める意見書採択についての陳情については、全会一致により採択すべきものと決定してよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 次に、市町村議会における国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出要請について、審査いたします。この要請について、委員皆さんの御意見をお示しいただきたいと思っております。

○山田庫司郎委員 これは全道的も含めて、市町村が総がかりで要請して行動している課題であります

から、網走市議会もぜひ採択をして、国土強靱化に向けて国も動いていただくよう要請すべきだというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○村椿敏章委員 これは毎年出ている部分ですね。私が今まで言ってきたのは、高規格道路のことです。国土強靱化に資する部分だということなのですけれども、ここに大きな予算を使うのではなく、もっと舗装の補修とか、そっこのほうに出していくほうがずっと効果はあるのかなと思っていることなので、これは、不採択であります。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 一致を見ない場合は継続になる可能性があるわけですが、やっぱり網走市の立場も含めて、議会はやっぱりそういうことも私は考えなければならぬだろうというふうに思います。碓さんは興部の町長ですが、こういう団体からの要請も含めてですから、村椿さんが言われるように国土の強靱化するにはどういう手法がいいかという議論は確かにあると思います。いろんなやり方、極端なこと言うと、もう舗装をやめて砂利道にしなさいという議論も昔あったような話も含めてですけれども。それは別として、私は今までのことも含めて、国土をきちっと災害対応、それから広域のことも含めていろいろな意味でやっぱり地方がしっかりするためには、やっぱりインフラ整備も含めてしていかなければならない私は思っていますので、ぜひ村椿さんにも理解をいただいて、全会一致で、ぜひ採択の方向でいただければと思いますが、いかがですか。

○村椿敏章委員 言われた部分で、いろいろな国土強靱化の方法あるということでもあります。ここで言うダブルネットワークの構築という部分を言っているのだと思うのですけれども、市の進めていく今の計画があります。広域化高規格道路を造ろうというところも当然あるのだろうなど。ただそこについて、私もこれまで言ってきた部分で採択すべきではないという話をさせてもらっていました。例えば、この3の部分をとすというわけにはいかないですよ。難しいですかね。

○立崎聡一委員長 暫時休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

○村椿敏章委員 私としては、高規格道路の部分、この地域全体で何か求めていきたいということもあるようですから、網走の部分についてはどうかなど思っております。そうした意味も言った上で、この意見書については、皆さんの考えも含めて受け止めましたので、採択していいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。市町村議会における国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出要請について、全会一致により採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 次に、衆議院の定数削減に関する意見書提出要請について、審査いたします。この要請について、委員の皆さんの御意見をお示ください。

○村椿敏章委員 衆議院の定数を削減というのは、今回出てきたのは、自分たちも議員を減らすっていう意味で、今回、維新と自民党の中でお話しされました。ただこれは、自分たちの身を切るのではなく、私たちの、市民の声をそぐものにつながる。これは今日の道新にも出ておりましたけれども、これを拙速にするのは当然おかしな話ですし、これまで国会でも、選挙制度については揉んでいた中で、二つの党だけでこういうものを出してくること自体おかしななと思っているものです。ぜひこれ私たち出したのですが、採択をお願いしたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 私もその定数削減については、するしないはまた別にして、しっかりこれは国会全体の中で議論していくべきだという考え方でいるのですが、この意見書の中で、最終的に何を国に求めているのが私正直言って見えないのです。定数削減はやめるという内容なのか、きちっとしっかりした議論を進めるべきだと、国民の意見も聞きながら、国会全体での議論の課題だろうという趣旨の意見書なのか、ちょっと最終の方向が見えないので、もし説明できる方がいれば、御説明いただきたいと思います。

○村椿敏章委員 最終的に言いたいのは、最後に書いてあるとおりなのですが、衆議院の定数削減を強行することなく、そして比例代表定数を確保して、この小選挙区制の問題も含めた部分も本格的議論を

開始するよう強く要望しますということですね。強行するなということですね。ただ、今回の内容についても、ちょっと違う部分も出てきていますけれども、結局はその時期が来れば、削減するんだというような案が出されようとしていますから、そういう面では強行に近いものになると思いますので、ぜひこの声を上げてほしいなと思います。

○立崎聡一委員長 山田委員、よろしいですか。

○山田庫司郎委員 強行するななんていうのはもちろんのことで、確かに数がプラス3になったから過半数を超えたような新聞報道もありましたけれども、だから、すぐできるということでは私もないと思いますけれどもね。今、村椿さんが言われるように強行することはなくと。ただ比例代表定数を確保してと、こういう明言もあるのです。だから選挙というのはどういう方法がいいか、やっぱり国民の意見が広く国会に伝わるような仕組みにしていってというのが大原則だというふうに思いますが、小選挙区制の問題点、要するに死に票が多くなるということも含めて、いろんな議論がきていますけれども、やっぱり政権交代が可能だということでの小選挙区を入れてきた経過があって、中選挙区がいいのではないかという議論なんかいろいろあったのですが、それは別として、村椿さんの説明でいうと、強行はするなと、しっかり議論をすれと、そういうことの趣旨でしたら、文言がこういう形でストレートでいいのかどうかわかりませんが、趣旨については私は理解をしたいというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○石垣直樹委員 衆議院の定数削減については、私も削減すべきでないという考えです。本日の道新にもありましたが、全国に45、北海道1～2、私たちは12区に住んでいて、単純に人口ではなくて、ここはやはり広いですね。広い上で国会議員との距離が遠くなってしまふような可能性があると考えると、本当にこの削減というのは、もうちょっと議論してほしいと思いますので、本意見書には賛成いたします。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

意見がないようですので、採択という方向でよろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

衆議院の定数削減に関する意見書提出要請につい

ては、全会一致により採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、消費税を緊急に引き下げることを求める意見書提出要請について、審査いたします。この要請について、委員の皆さんの御意見をお示してください。

○村椿敏章委員 今の物価高騰、それに対する政府の対策もはっきりしていない。おこめ券などという話もしておりますけれども、やはり消費税を下げるこ一番効果的だと思います。それと、期間の選挙の中でも、野党がどんな形であれ消費税を下げようという公約も掲げてやってきました。そういった意味では、国民の声が消費税を下げしてほしいという声大きくなっていますから、これを地方議会からも求めていっていただきたいなと思って出させていただきました。ぜひ採択をお願いいたします。

○立崎聡一委員長 他に。他にございませんか。

○山田庫司郎委員 消費税の内容ですけれども、私も物価対策含めて、貧困対策というか厳しい状況に対する対策としては、消費税の減税というのは、私は大きな力が出るだろうと思います。ただ、私どもは食料品に限定した中で、取りあえず消費税を減税したら、年数を決めて、やっぱり消費税の税収というのは、私はそっち側の立場ではありませんけれども、やはり大きいのだというふうに思います。ただ、消費税そのものがいかがいのかの議論になると、これ様々な議論が私もあるというふうに思いますが、ただやっぱり、消費税を緊急に何らかの形で消費税に対して、引下げをするという方向も国の中で持っていただければと。補正がもう内容が出ていますから、国会で審議になるので、これが間に合うか間に合わないか分からないけれども、ぜひ消費税についても、何らかの形で減額をしていく方向を持つべきだと、こんなふうに私は思います。

○立崎聡一委員長 採択ということで。

○山田庫司郎委員 はい。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○井戸達也委員 この意見書については、消費税については、皆さん望まれるところだというふうに思いますけれども、別の側面から考えると、全てを引下げ、いろいろ物価高騰対策に取り組んでいる中で、何もかもこう下げていくと、いろいろな問題が

急激に出てくるという、私は懸念を持っている1人でございますので、できるところから国民の負担を減らすという部分では賛成しますけれども、この消費税に関して、緊急に下げるということに関しては、私はちょっと納得できない部分がございますので、不採択とさせていただきたい。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま、採択と不採択ということで、意見の一致を見ないということで、継続という判断になるうかと思うのですが、そのような、決定でよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、消費税を緊急に引き下げることを求める意見書提出要請については、継続ということで取り扱わせていただきます。

それでは、ここで理事者の退席のため暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時5分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、継続審査となっていた請願の審査を行います。これから審査する請願は、令和7年9月4日に審査しましたが、継続審査となっております。今回で2回目の審査となりますので、採択もしくは不採択のどちらかでお答えください。

それでは、請願第21号メガソーラー設置に関する規制条例制定を求める請願について、審査いたします。この要請についての皆さんの御意見をお示ししていただきたいと思います。

○村椿敏章委員 前回のときに、私は採択すべきではないかということをしていました。ただ条文について整理しなければいけないという部分も出て、結果的にこれについては継続になったと思っています。そのあと、この間やった、この条例の学習もしました。そういった意味では、これからしっかりと議会で揉んでいく部分なのかなと思っていますので、今回は不採択ということです。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 私も、この間学習会やったからという意味ではありませんけれども、今メガソーラーのことも含めて、この太陽光パネルの関係でいろいろ全国的にも、地方自治体がいろいろな動きを今してきています。そういう意味で、やっぱり網走市

も何ほかも事例があるのですが、これからどうい
ことが出てくるかも分からない状況も一つありま
すので、ぜひ採択をして、理事者側も前向きにやっ
ぱり、条例なり規制を考えていく時期が来たのでは
ないかとこんなふうに思いますので、ぜひ採択すべ
きと思います。

○立崎聡一委員長 今現状、採択と不採択が出て
おりますので、このままでいきますと審議未了・廃
案ということをとらなければいけないのですけれ
ども、それでよろしかったですか。

○石垣直樹委員 釧路湿原の周りですとか根室で
も動きがある中で、全国的には条例をつくってい
くような流れになっていると思います。罰則規定云
々かんぬんとかもあるのですけれども、私たちも
勉強させていただいて、網走の自然を守るため
に、何かしらメガソーラーに対する条例はつく
っていくべきなのかなというような関心を持って
いるところでございます。

記の部分、様々書かれておりますが、今回の
この請願については、メガソーラーの火災に重
点を置かれているのかなとすごい思っている部
分があります。これはいろいろな問題がまだ
想定されると思うので、もっともって議
会で揉んでいって、勉強を重ねながら、も
っと幅広い、厚い条例をつくっていくべき
だと思うので、私は採択するべきだと思
います。この条例については、条例をつ
くってくださというようなものなので、
こういった条例ではなくて、それらも
含めた条例を考えてほしいというよ
うな趣旨だと思いますので、条例化
に向けて、これは採択すべきだと思
います。

○深津晴江委員 これにつきましては、やはり
全国的に様々な問題が多分今後も出て
くる、広がっていくということがす
ごく懸念されますので、まず網走
市で何が必要か、この記が全て
必要かどうかというところは、
申し訳ないのですがさておいて、
ただやはり、何をどう規制して
いくのかということについては、
条例として、網走市を守って
いくという意味では必要かとい
うふうに思いますので、採
択でお願いしたいと思
います。

○立崎聡一委員長 他に。

○村椿敏章委員 皆さんの今の言
っていること、よくわかります。
私も当初、採択しようとした
場合、この内容がそのまま書
かれてしまうから、どうなの
だというようなこともあった
のですよね。でもこの一番
最後に、下記のような条例
を導入する

ようお願いしますというふう
に書いていますので、改
めてみんなで勉強しながら、
このような条例をつくる
という意味を含めて考
えて、採択ということに
変えます。

○立崎聡一委員長 採択に変
えるということによ
ろしいですね。

○村椿敏章委員 はい。

○立崎聡一委員長 あと他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。それでは、お
諮りいたします。

請願第21号メガソーラー設
置に関する規制条例制定を
求める請願については、全
会一致により採択すべき
ものと決定してよろしい
でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

ただいま採択すべきという
ことで決定されました、
請願第21号メガソーラー
設置に関する規制条例
制定を求める請願の経過
及び結果の報告を理事
者に求めるかどうかとい
うことなのですが、暫
時休憩します。

午後0時12分休憩

午後0時15分再開

○立崎聡一委員長 再開いた
します。

意見書案の内容を確認して
いただきたいと思
います。

それでは、陳情第6号イン
ボイス制度の廃止等を
求める意見書採択につ
いての陳情、市町村議
会における国土強靱化
に資する社会資本整備
等に関する意見書提出
要請については、委員
長名により、委員会
としての意見書案を
本会議に上程し、意
見書の提出先は、地
方自治法第99条の
規定に基づき国会及
び関係行政庁に、
請願第21号メガ
ソーラー設置に関
する規制条例制定
を求める請願につ
いては、提出先は
地方自治法第125
条に基づき、市に
提出することに
決定してよろ
しかったでしょ
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

全体を通して、各委員から
何かございません
でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで総務
経済委員会を終
了いたします。

御苦労さまでした。

午後0時17分閉会
